

みやま市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	団体名	委員名	選出区分
1	みやま市副市長	高野 道生	みやま市
2	九州旅客鉄道株式会社	香川 憲次	公共交通事業者（鉄道）
3	堀川バス株式会社	田中 智太郎	公共交通事業者（路線バス）
4	瀬高交通自動車有限会社	徳永 勉	公共交通事業者（タクシー）
5	ニコニコ光タクシー株式会社	大塚 博人	公共交通事業者（タクシー）
6	堀川バス労働組合	木村 憲治	事業用自動車運転手団体
7	みやま市議会	荒巻 隆伸	市民代表
8	みやま市行政区長会	河野 正勝	市民代表
9	みやま市行政区長会	芳野 征稔	市民代表
10	みやま市行政区長会	平木 博文	市民代表
11	みやま市社会福祉協議会	北村 眞弓	市民代表
12	みやま市民生委員児童委員協議会	内山田 建夫	市民代表
13	みやま市老人クラブ連合会	築地原 米蔵	市民代表
14	九州運輸局福岡運輸支局	西 正博	運輸支局
15	福岡県南筑後県土整備事務所	吉住 透	道路管理者
16	福岡県柳川警察署	前田 昌俊	福岡県警察
17	福岡県企画・地域振興部交通政策課	堺 裕之	福岡県
18	NPO法人 タウン・コンパス	井上 信昭	学識経験者

## 協議会設立の背景・目的

### 1 背景

#### (1) 本市の交通状況

- ・市民生活を支える基幹道として国道 208 号、国道 209 号が南北に縦断し、国道 443 号が東西に横断している。
- ・市東部には九州自動車道が縦断し、みやま柳川インターチェンジが設置されている。また、市西部では有明海沿岸道路の整備が進められており、二つのインターチェンジが設けられている。
- ・鉄道は、中央部に 3 つの駅を有する J R 鹿児島本線が南北に横断し、その西側を 2 つの駅を有する西鉄天神・大牟田線が並走している。さらに、市東部には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接している。

#### (2) 本市の公共交通

- ・路線バスは、堀川バスが 1 路線（瀬高柳川線）あり、J R 瀬高駅から隣接する柳川市まで運行している。
- ・鉄道は、市中央部を走る J R 鹿児島本線には瀬高駅、南瀬高駅、渡瀬駅の三つの駅があり、その西側に併走する西鉄天神・大牟田線には、江の浦駅、開駅がある。
- ・高齢者や障がいのある方等を対象にした市福祉バスを市内全域で 10 路線運行している。
- ・小学校の統廃合により、スクールバスを 8 路線運行している。

#### (3) 課題

- ・通勤・通学のための鉄道駅やバス停留所への移動、買い物や医療機関等への移動手段として誰もが利用できる公共交通機関がない。
- ・市が運行している福祉バスは利用者が限られているため、誰もが利用可能なコミュニティバス等の運行など、交通利便性の向上を求める意見が多く寄せられている。
- ・人口減少や少子高齢化、自家用車の普及などにより路線バスや鉄道利用者の減少が続いている。

### 2 目的

市民、交通事業者、関係行政機関が参加のもと、市内の公共交通体系を見直し、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通体系の構築が必要である。

そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条の規定に基づき、みやま市地域公共交通活性化協議会を設立し、地域公共交通網形成計画の策定について協議を行う。

### 3 本市の公共交通利用者数など

#### (1) 鉄道事業者

- 九州旅客鉄道株式会社 路線名：鹿児島本線

市内駅 1 日当たり利用者数

単位：人

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
瀬高駅	2,794	2,731	2,710	2,625	2,575
南瀬高駅	494	477	484	455	442
渡瀬駅	624	618	562	528	505

(出典：交通事業者への調査)

- 西日本鉄道株式会社 路線名：天神大牟田線

市内駅 1 日当たり利用者数

単位：人

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
江の浦駅	315	306	332	317	337
開駅	615	622	639	606	685

(出典：交通事業者への調査)

#### (2) バス事業者

- 堀川バス株式会社 路線名：瀬高柳川線 市内バス停留所：6カ所

年間利用者数

単位：人

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
利用者数	132,899	129,248	124,676	121,029	120,555

(出典：福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会資料)

#### (3) タクシー事業者

- 瀬高交通自動車有限会社
- ニコニコ光タクシー株式会社

## 4 福祉バス運行事業について

### (1) 事業の目的

高齢者、障がいのある方など交通手段に制限を受ける方々の移動手段を確保し、日常生活の利便性向上を図り、積極的な社会参加を促すことを目的に福祉バスを運行している。

### (2) 運行開始

平成20年4月1日

### (3) 運行内容

- ①利用者 高齢者、障がいのある人、家族を介護している人など
- ②利用料金 無料
- ③運休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- ④運行車両 4台
- ⑤路線 10路線

### (4) 利用状況

単位：人

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
利用者数	42,525	42,060	43,030	47,169	46,119

## 5 スクールバス運行事業について

### (1) 事業の目的

桜舞館小学校に通学する児童を対象にスクールバスを運行している。

### (2) 対象児童

- ・通学距離が概ね2.5km以上となる区域の児童
- ・通学距離が概ね2.5km未満で、道路事情等により児童の登下校時の安全性に配慮が必要な地域の児童

### (3) 対象児童数

142名

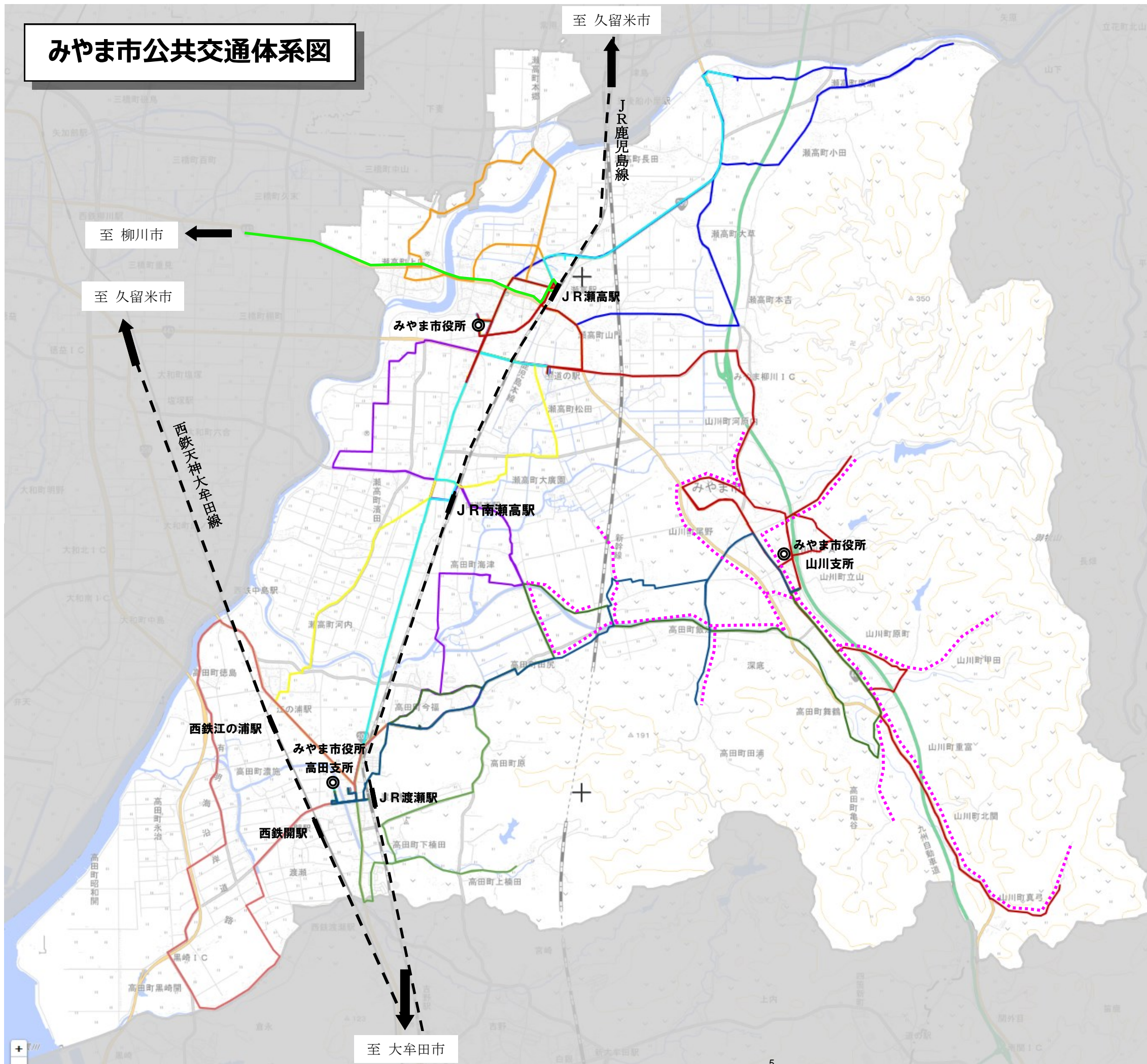
### (4) 運行開始

平成28年4月

### (5) 運行内容

- ①運行車両 4台
- ②路線 8路線
- ③運行回数 登校時1回、下校時2回

# みやま市公共交通体系図



- 堀川バス「瀬高柳川線」
- スクールバス
- 【福祉バス】
- ① 水上・清水路線
- ② 上庄・本郷路線
- ③ 瀬高－高田路線(太神・岩田経由)
- ④ 高田－瀬高路線(江浦・浜田・大江経由)
- ⑤ 高田－瀬高路線(国道209号経由)
- ⑥ 山川－瀬高路線
- ⑦ 高田南部路線
- ⑧ 高田西部路線
- ⑨ 山川－高田路線(亀谷・竹飯経由)
- ⑩ 山川－高田路線(田浦・田尻経由)



## みやま市地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、みやま市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を福岡県みやま市瀬高町小川5番地に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから20名以内をもって組織する。

- (1) みやま市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市民代表
- (7) 道路管理者、福岡県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、協議会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

#### (協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

#### (幹事会)

第9条 協議会は、協議又は調整をするため幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第4条に定める委員の中から協議会が必要と認めた者を幹事とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を召集し意見を聴くことができる。

#### (分科会)

第10条 第3条各号に定める事項について、特定地域の取組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、みやま市企画財政課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定める者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に関する経費は、交付金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 監査委員は委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、協議会に関する出納の監査を行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年1月31日から施行する。



## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（目的）

**第1条** この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網（以下「地域公共交通網」という。）の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（地域公共交通網形成計画）

**第5条** 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

- 2 地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （1） 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
  - （2） 地域公共交通網形成計画の区域
  - （3） 地域公共交通網形成計画の目標
  - （4） 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
  - （5） 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
  - （6） 計画期間
  - （7） 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(協議会)

**第6条** 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

## みやま市地域公共交通活性化協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、みやま市地域公共交通活性化協議会規約第11条第4項の規定に基づき、みやま市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、みやま市企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、みやま市企画財政課の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他、協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

### (文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、みやま市において定められている文書の取扱いに準ずる。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、

用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

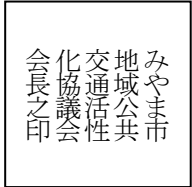
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月31日から施行する。

別表(第6条関係)

種類	名称	個数	ひな形	形状、寸法 (mm)及び 書体	使用区分	管理者
会長印	みやま市地域公共交通活性化協議会 会長之印	1		正方形 24 古書体	会長名で 発する文 書用	事務局長

## みやま市地域公共交通活性化協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、みやま市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、みやま市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

### (予算区分)

第4条 歳入歳出の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### (協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

### (収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、みやま市において定められている取扱いに準ずる。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月31日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度における第2条第2項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「歳入、歳出が見込まれた最初の」とする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## みやま市地域公共交通活性化協議会の会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、みやま市地域公共交通活性化協議会第16条の規定に基づき、みやま市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の代理出席)

第2条 委員は、やむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関又は団体のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

(協議会の会議の記録)

第3条 協議会の会議の状況は、その概要を記録し保存するものとする。

附 則

この規程は、平成29年1月31日から施行する。



## 平成28年度みやま市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

期 日	事業内容
平成29年1月	みやま市地域公共交通活性化協議会 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規約等の承認について</li> <li>・ 事業計画（案）について</li> </ul>
平成29年3月	みやま市地域公共交通活性化協議会 第2回会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通網形成計画の策定スケジュールについて</li> </ul>

### 【参考】平成29年度 地域公共交通網形成計画策定スケジュール

	協議会	策定スケジュール
4月	第1回会議	
5月		コンサルタント会社選定
6月	第2回会議	
7月		市民アンケート 利用者ニーズ調査 など
8月		
9月		計画(案)作成
10月	第3回会議	
11月		
12月		市へ答申
1月	第4会議	
2月		パブリックコメントの実施
3月		計画策定

# 地域公共交通網形成計画

## 1. 根拠法

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項

(地域公共交通網形成計画)

第5条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

## 2. 概要

地域公共交通網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」です。この計画は、地域公共交通の現状や問題点、課題を整理し、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させることを目的に、まちづくりと連携し、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割などを定めるものです。

国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催し、交通事業者や市民等との協議の上で策定します。策定にあたっては、「都市計画マスタープラン」や「まち・ひと・しごと総合戦略」などと整合性を図る必要があります。

地域公共交通網形成計画には、以下の内容を記載します。

1. 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
2. 計画の区域
3. 計画の目標
4. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
5. 計画の達成状況の評価に関する事項
6. 計画の期間
7. その他、計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

## 3. 県内の策定状況

福岡市、朝倉市、那珂川町、久留米市、中間市、岡垣町、行橋市、筑紫野市

## 4. 財政支援

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助）